

# 新刊書店が中古本を併売するに当たっての販売ガイドライン

2010年5月10日 公正取引委員会確認済

2010年6月17日  
一般社団法人日本出版インフラセンター  
中古図書販売研究委員会

## 1. 中古本の定義

公衆へ譲渡された後に買取る等の方法により引き戻された本のこと。古書、リサイクルブック、ユーズドブック、リユーズブックともいう。

## 2. 不正返品について

不正返品とは、中古本を新本（公衆へ譲渡されたことのない本）の仕入れ取引先へ返品することで、これは詐欺罪に相当する犯罪である。（※参考条文下記）

### ※刑法第246条（詐欺罪）

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

## 3. 「中古本」の表示について

読者に誤解をあたえないように、新本と中古本との区別を明確にする。

そのため中古本を取り扱う場合は、

- (1) 不正返品を防ぐためにも、商品の書籍JANコード（2段バーコード）のいずれかが判読できなくなるように、シール貼付等の加工を行う。
- (2) 中古本を販売する場所では、看板や掲示物、宣伝物等に「中古本」と表記するものとし、「本」と表記するのは読者に誤解を与えるので避ける。

## 4. 盗品買取りの防止策について

- (1) 中古本を取り扱う小売店は、盗品買取り防止に努力する。
- (2) 万引きを誘発する宣伝行為は止める。
- (3) すべての買取りについて本人確認を行う。

### ※本人確認について

現行規則では、買取り額が1万円未満の場合は、相手方（本を持ち込んだ人）の本人確認と帳簿等への記載義務が免除されている。売却する場合も、相手方（中古本を購入する人）の本人確認と帳簿等への記載義務が免除されている。

確認の方法は、運転免許証や保険証などの証明書で住所、氏名、職業、年齢を確認する。証明書等がない場合は面前でその住所、氏名、職業、年齢を記載した本人署名のある文書を提出してもらい次回証明書による再確認が必要。未成年者の場合は保護者の同伴か同意書の提出。

## 5. 著作者への利益還元

著作者の利益や創作意欲を損なうことがないよう配慮し、著作者の要請に応える努力をする。

以上